

令和5年陸別町議会9月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和5年9月5日 午前10時00分			議長	久保広幸
及び宣告	散会	令和5年9月5日 午後1時03分			議長	久保広幸
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	濱田正志	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	渡辺三義	○			
○ 出席を示す	4	工藤哲男	○			
▲ 欠席を示す	5	中村佳代子	○			
× 不応招を示す	6	谷 郁 司	○			
	8	久保広幸	○			
会議録署名議員	濱田正志		三輪隼平			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本田 学	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	飯尾 清	農 業 委 員 会 長	佐藤直人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	会 計 管 理 者	丹野景広		
	総 務 課 長	丹野秀幸	町 民 課 長	遠藤克博		
	産 業 振 興 課 長	菅原靖志	建 設 課 長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	(空井猛壽)		
	総 務 課 参 事	瀧澤 徹	総 務 課 主 幹	請川義浩		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1	エラー！非対応	会議録署名議員の指名
2	エラー！非対応	会期の決定
3	議案第56号	公平委員会委員の選任について
4	議案第57号	公平委員会委員の選任について
5	議案第58号	教育委員会委員の任命について
6	議案第59号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
7	議案第60号	陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例
8	議案第61号	陸別町ケア付き一時住まい事業実施条例
9	議案第62号	令和5年度陸別町一般会計補正予算（第5号）
10	議案第63号	令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
11	議案第64号	令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
12	議案第65号	令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前10時00分

○議長（久保広幸君） 議員及び説明員の方にお知らせします。

本日の9月定例会から、農業委員会からの説明員として、農業委員会の会長であります佐藤直人さんが出席されておりますので、佐藤会長から一言御挨拶をお願いいたします。

○農業委員会会長（佐藤直人君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

ぜひ、皆さんの御要望に応えられるような御言葉ができればなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 次に、本日、陸別中学校の2年生及び3年生が議会を傍聴します。

よって、生徒の入れ替えの際には、暫時休憩を取りながら進行をしていきますので、各議員及び各説明員におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和5年陸別町議会9月定例会を開会します。

瀧口農業委員会事務局長より、欠席する旨、報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、議会広報に使用するため、議会事務局職員による、写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき、許可しておりますので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告綴のとおりでありますので、御了承願いま

す。

◎町長行政報告

町長から行政報告の申し出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 8月25日、8月臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか、口頭で2件御報告申し上げます。

1件目は、町内における猛暑時の安否確認でございます。陸別町においても、例年のない猛暑が長く続いており、8月22日17時から25日にかけては、十勝地方に熱中症警戒アラートが発令されました。町では、8月28日から30日にかけて、陸別消防署員及び保健福祉センター職員により、町内独居高齢者世帯への安否確認及び陸別百恋水を1箱ずつ配布させていただきました。訪問対象世帯は77世帯であり、体調不良を訴えた者はおりませんでした。今後も引き続き、安否確認をしていきたいと思っております。

2件目は、農作物生育状況でございます。令和5年9月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

今年の気象経過につきましては、6月以降、記録的な猛暑となり、6月から8月までの3か月の間、日の平均、最高気温ともに平年を3度以上上回る記録となりました。降水量、日照時間については、平年をやや上回る程度となっております。牧草につきましては、2番牧草の生育は平年並みです。収穫はじめは、平年8月22日のところ、本年8月18日となっております。平年より早い状況で、開始後の降雨も少なく、進捗状況は50%程度となっております。飼料用トウモロコシにつきましては、草丈は平年よりも高くなっておりませんが、気象状況等を考慮しますと、生育はやや徒長気味と思われ、平年より12日程度早まっており、収穫については平年より早まる見込みとなっております。てんさいにつきましては、8月上旬から中旬の降雨と高温による湿害が一部発生しており、褐斑病が散見される状況となっておりますが、生育については平年並みで、収量についても平年並みを見込んでおります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 それでは、6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

教育関係の事業等につきましては、書面のとおりであります。そのうち1件について御報告いたします。

各種行事関係であります。書面に記載があります8月26日、27日の2日間、町民スポーツレク大会に代わり、第1回陸別スポーツ交流の日として、町民水泳記録会、カローリング大会、ふれあいチャリティーパークゴルフ大会、ソフトボール大会の4種目を開催いたしました。猛暑の中ではありましたが、小学生以上の町民123人の参加がありました。来年度についても、今回の開催状況を踏まえ、より多くの町民が参加していただけるよう、種目等、内容の充実に努めて、今後も円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣言

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番濱田議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長。

○委員長（三輪隼平君） 令和5年陸別町議会9月定例会の運営について、9月1日に開催しました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、人事案件3件、規約の変更1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算4会計、決算認定7会計の、合わせて17件であります。

次に、議会関係では、一般質問4名、意見書案1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から9月14日までの10日間とし、9月8日から11日までの4日間は休会にすることに決定いたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議が開催されることもあり得ますので、御理解願います。

また、9月7日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。

議案第62号から第65号までの令和5年度各会計補正予算4件及び議案第66号から議案第72号までの令和4年度各会計決算認定7件を、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、各議案及び各会計ごとに行うことにいたしました。

なお、令和4年度各会計決算認定につきましては、会期前半の6日までに提案理由の説明、監査委員への質疑までを行った後、休会を設け、質疑、討論、採決は9月12日以降に行うことにしております。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月14日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおりに行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、9月8日から9月11日までの4日間は、特別の事情が生じない限り、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、9月8日から9月11日までの間は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第56号公平委員会委員の選任について

○議長(久保広幸君) 日程第3 議案第56号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第56号公平委員会委員の選任についてですが、現委員のうち2名が令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき、選任しようとするものであります。

現委員の三好悟氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別基線314番地。生年月日は、昭和25年1月16日生まれの満73歳であります。

三好氏は、道立足寄高等学校卒業後、北海道簿記専修学校へ進学しております。三好氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨に理解があり、これまでの経験を生かしていただきたいと考えております。三好氏は、平成19年から公平委員会委員を務められ、現在4期目であります。ぜひ、御同意を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長(久保広幸君) これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第56号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第56号は同意することに決定しました。

次の議題に入る前に、暫時休憩し、地方自治法第117条の規定によって、中村議員を除籍したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、中村議員を除籍することに決定しました。

中村議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第57号公平委員会委員の選任について

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第57号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第57号公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

先の議案同様、令和5年9月30日をもって任期満了となります公平委員会委員につきまして、議会の同意をいただき、選任しようとするものであります。

現委員の中村昇道氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別東1条2丁目11番地3。生年月日は、昭和43年2月17日生まれの満55歳であります。

中村氏は、道立帯広三条高等学校卒業後、北海学園大学へ進学しております。中村氏は、温情にして、人物、識見とも申し分のない方で有り、人格も高潔であると考えております。中村氏は、平成23年から公平委員会委員を務められ、現在3期目であります。ぜひ、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第57号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は同意することに決定しました。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第58号教育委員会委員の任命について

○議長（久保広幸君） 日程第5 議案第58号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第58号教育委員会委員の任命についてですが、現委員のうち1名が令和5年9月30日をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、議会の同意をいただき、任命しようとするものであります。

現委員の後藤和美氏を引き続き任命したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別東1条1丁目13番地1。生年月日は、昭和43年4月30日生まれの満55歳であります。

後藤氏は、帯広調理師専門学校を卒業後、現在飲食店を営んでおります。後藤氏は、平成19年度に陸別小学校PTA会長、平成22年度に陸別中学校PTA会長を務められ、いずれの年度もPTA連合会長として御活躍されました。後藤氏は、教育に熱心な方であり、人物、識見とも申し分がなく、人格も高潔であると考えております。後藤氏は令和元年から教育委員会委員を務められ、現在1期目であります。ぜひ、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（久保広幸君） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第58号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第59号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第59号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第59号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてですが、後志広域連合の加入に伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合格約の別表を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第59号の説明をさせていただきます。

議案書4ページを御覧ください。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のように変更する、であります。

地方自治法第286条第1項の規定であります。一部事務組合の規約を変更するときは、関係地方公共団体の協議によると、そのように規定されております。したがって、本町が加入している北海道市町村職員退職手当組合に後志広域連合が新たに加入することに伴いまして、規約の別表を改正する必要性が生じたため協議するものであります。

それでは、議案説明書資料ナンバー1の新旧対照表を御覧ください。

右が現行で、左が改正案となります。下線が引かれている部分が今回の改正箇所となっております。表中下段の別表（2）一部事務組合及び広域連合のところを御覧ください。

後志管内の区分に後志広域連合を追加するものであります。また、先ほどの地方自治法第286条第1項には、総務大臣の許可を受けなければならないとの規定もございますので、中段にあります附則につきましては、総務大臣の許可の日から施行するとしております。

それでは、議案集の4ページにお戻りください。

規約の一部変更及び附則につきましては、ただいま資料で説明したとおりでありますので、条文及び附則の朗読は省略いたします。

以上で、議案第59号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第59号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例

○議長(久保広幸君) 日程第7 議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例ですが、町営住宅のうち、新町団地の建て替えによるU棟、V棟の供用開始に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

条例につきましては、一部を表のありますとおり、上段から下段のほうへ変更する内容となっております。変更点につきましては、下表のほうの下段、歳下段にありますU棟、V棟、それぞれ1棟ずつ2戸、合わせまして2棟4戸を表に加えるものとなります。

所在地につきましては、陸別町字陸別西1線313番地14。構造につきましては、木造平屋2LDK。各棟が2戸ずつ整備されます。床面積につきましては、72.87平方メートルであります。

今回の2棟を加えることによりまして、新町団地の総数が、これまでの12棟から1

4棟へ、戸数が28戸から32戸へと変更となります。

以上、説明とさせていただきます、附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、令和5年11月27日から施行する、であります。

以上、説明とさせていただきます、以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今回、建て替えによって新築した戸数の中で、西1線31番地14、これ新築なのですけれども、多分、建築費と合わせて、簡単に言えば家賃は幾らくらい、1戸当たり見ているのかというか、その辺の予定を教えてくださいののですけれども。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 家賃につきましては、まだ工事が終わっていないことから、家賃の算出のほうを行っておりません。最終的な建設費、完成しました建設費の額をもって家賃の計算をさせていただき予定でございまして、それにつきましては、今後うちのほうで作業していこうという予定であります。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 完成していないので、簡単に言えば、どういう価格でできあがるのか分からないということなのですけれども、大体、およそ何ぼから何ぼという感じはできませんか。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 大変申し訳ありません。今回の場ではちょっと値段のほうを算出しておりませんので、申し訳ありませんが、その旨よろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 近郊の公住と比較してどうなのかということを知りたかったのですけれども、いずれにしても、この建築費の高騰の中で、かなりほかの公住より高いような気がするのです。お聞きしたのですけれども、いずれにしてもそういうものについては条例の中に家賃というのは出てこないのかな、いずれにしてもそのとおりになったときに、また行政報告でも積算された数字をお知らせいただけますか。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 申し訳ありません。公営住宅の家賃につきましては、収入階層に応じて階層ごとに分けられて算出されるものなのですが、これまで公営住宅のほうのその階層ごとの家賃については、この議場でお話させていただいてはおりません。特公賃住宅につきましては、箱家賃ということで、家賃も含めて条例制定されておりますが、公営住宅については、そういった形でお示ししていないものですから、その旨御

理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 質問を続けます。

ほかに質問ございませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、この新たな公営住宅の供用開始に当たりまして、転居による、どこかの公営住宅の取り壊しによる転居として利用するのか、それとも新たに4棟募集を開始するのかお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 現行の公営住宅の長寿命化計画におきましては、今現行では緑町の方たちを優先的に今回建つところへ移転の意思確認をさせていただきながら、それで最終的に空きが出るようであれば一般公募するような形ということで行ってきております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第60号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第61号陸別町ケア付き一時住まい事業実施条例

○議長（久保広幸君） 日程第8 議案第61号陸別町ケア付き一時住まい事業実施条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第61号陸別町ケア付き一時住まい事業実施条例ですが、在宅において何らかの要因で介護や見守りが必要になった町民が、状態に合った必要なケアを受けることで生活基盤が整い、自分に見合った次の生活の場を見つける

ことができるよう、ケア付き一時住まい事業を提供するため、事業の実施条例を制定するものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第61号の説明をさせていただきます。

議案書7ページをお開きください。

本条例につきましては、提案理由の説明にありまして、陸別町ケア付き一時住まい事業を新たに実施するために必要な事項を定めようとするものでございます。

それでは、第2条を御覧ください。

事業実施施設の名称及び位置でございますけれども、この事業につきましては、本年10月1日から一部供用開始となります特別養護老人ホームしらかば苑さんの施設内で行うこととしまして、名称につきましては、陸別町ケア付き一時住まい「かっこうの家」としております。かっこうの家とした理由につきましては、陸別町のシンボルであります白樺、福寿草、かっこうのうち、町内施設にまだ用いられていないかっこうを採用しようとするものでございます。

位置につきましては、しらかば苑の所在地と同一でございます。

続きまして、第3条の事業の実施主体であります。本事業の実施主体につきましては、陸別町が行います。ただし、必要な事業につきましては、社会福祉法人北勝光生会さんに委託をするという規定としております。

続いて、第4条の事業内容でございますが、この事業におきましては、第1号にあります生活の場の提供、第2号にあります個人に必要な介護の提供のほか、第8号まで掲げております内容によりまして、しらかば苑本体と同程度のサービスで入居者の心身の状況に応じた必要なサービスが受けられるよう規定を設けておるところでございます。

なお、手段的日常生活動作、いわゆるIADLと言われるものであります。これが低下することがないように、掃除でありますとか、洗濯でありますとか、入居者御自身が御自分でできることにつきましては、極力御本人に行っていただくということを前提として考えておまして、第4号並びに5号につきましては、供与という文言を用いさせていただきます。おとところでございます。

続きまして、第5条の事業対象者でございます。本一時住まい事業を利用することができる方につきましては、陸別町内に住所を有する方で、認知症の診断がない方ということをお前提とし、1号から4号に掲げます事由に該当する方を本事業の対象者とするものでございます。

第6条の利用定員であります。本事業の定員は5名といたします。今回整備している

施設につきましては、全室個室でありまして、5部屋で運用したいと考えているところでございます。

続きまして、第7条の利用の決定であります。詳細につきましては、規則に委ねることにしておりますけれども、利用希望者につきましては、町長に利用申請を行うことで意思決定をしていただくということになります。第2項では、この利用申請を受けた際、8ページ目にお移りください、この申請を受けた上で、利用判定会議という組織を新たに設けまして、こちらで入居の可否を決定をしていきたいということで、新たに判定会議を設けたいと考えております。現時点で、この利用判定会議のメンバーといたしましては、地域包括支援センター、保健福祉センター職員、それから診療所職員、そして受託者であります北勝光生会職員の方、その他必要と認められる方で構成する考えでおります。

それから、第8条の利用決定の取消でありますけれども、これにつきましては、町長が入居者に対して利用の取消をすることができる要件を定めたものであります。第1号につきましては、利用料を3か月以上滞納した場合、利用決定の取消の申請をさせていただきますということで、第2号以下、全4号に記載しております内容によりまして、利用の決定ができるという規定を設けているところでございます。

続きまして、利用者の負担、第9条でございます。利用者につきましては、別途規則に委ねます収入に応じた区分によりまして、利用料、食費等の実費を負担していただくこととなります。なお、この利用者の負担につきましては、町が直接請求、徴収を行うことで現在準備を進めているところでございます。

それから、受託者の責務として第10条を設けております。受託事業者につきましては、町と連携して適切に事業を実施しなければならないということでございます。記載はございませんけれども、この施設に入居される方につきましては、地域包括支援センターにおきまして、介護保険で言うところのケアプランのようなものでありますけれども、個別暮らし計画ということで、この施設でどのようなサービスを受けながら生活をしていくかというようなプランを包括のほうで作成をさせていただきまして、それに基づいて受託者であります北勝光生会にサービスを提供していただくという流れで考えておりますことから、第10条の規定を設けたところでございます。

それから第11条の報告でございます。サービスの提供に当たっては、利用実績でありますとか、実施状況につきましては、毎月受託者から報告をいただくことの規定を設けております。

それから第12条の損害賠償であります。設備、その他の物品を故意に破損した場合がありますけれども、原状回復を求めべく、損害を賠償していただくことの規定を設けております。

第13条であります。この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとしてあります。

附則であります。

この条例は、令和5年10月1日から施行する、であります。

なお、議案説明書資料ナンバー3に概要版を掲載しておりますので、併せて御確認をいただければと存じます。

以上、議案第61号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 2点ほどお聞きしたいのですが、利用定員が6条で5人ということになっているのですが、この定員が確実な数字で、簡単に言えば5人を超える場合はどうなるのか。判定会議によって、入所を待ってもらうとか、その辺の臨機応変な定員について余裕があるのか、それともないのかについて説明願います。

それから、予算の関係になってしまうのかもしれないのですが、資料説明のナンバー4、その中にある数字で、後で予算のときに聞くということによろしいのですか。関連しているからと思ったのですが、

○議長（久保広幸君） 谷議員にお伺いいたします。

数字、予算の歳入歳出の予算に関わる部分ですか、今の質問の内容は。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 予算のときをお願いします。

空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいま御質問のありました定員5名に対する御質問でございますけれども、定員につきましては5名でございますので、6名以上の入居は残念ながら叶わない状況にあります。ということで、余裕がありますかという御質問に対しては、5名が定員でありますので、6名以降の受入はできないという状況になります。

しかしながら、先ほど説明でも申し上げましたが、利用判定会議の中で入居の可否を決定するわけでありまして、その時点におきまして、既に入居されている方々の心身の状況等も勘案しつつ、施設の運営をどうしていこうかというところは総合的に議論をしなければならない部分も出てこようかと思っておりますけれども、定員の5名が全て埋まった状態で、新たにこの施設の入居が必要な方が出てきた場合は、大変申し訳ありませんけれども、空きが出るまでお待ちいただく、もしくは別な一時の居所を探していただく、もしくはそのお手伝いも町が行うというようなところで、なるべく本人、家族さんの御意向に沿ったような形でサービスの案内ができればいいなど、現時点では考えて

おりますが、6名以上になったときの抜本的な解決策というのは、残念ながら現時点で持ち合わせていない状況にあります。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今言ったように定数が完全にコンクリされているということですが、この条例の目的は、結局中間施設という言葉のどおり、介護の段階が低い段階の人たちが今ある施設に入れられないということですが、この中間で受け入れるということであれば、今説明にあったように、もし5名以上の方が希望があったり何なる場合には、きちんとやはりどこかにするか、自宅待機というか、そういう形になるかと思っておりますけれども、その辺についてのケアというのは十分考えていってほしいと思っておりますけれども、その辺約束してもらえますか。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいま御指摘のございました5名を超えた場合の関係でございますけれども、残念ながら即入居が難しい状況になった場合は、地域包括支援センターのほうでも積極的に関わりを持たせていただきまして、町内のあらゆるサービスを在宅において活用できるような流れをつくれればなど、現在の既存の枠組の中になりますけれども、そのような中で、その方に見合った、例えば在宅で入所できるまで待っていてくださいねという方につきましても、その方の心身の状況に見合った既存の町内サービス等々、御紹介をして、御利用いただいて、この新しくできる施設につなげていくというようなことで、既存のサービスを利用しながらつないでいくというような形を取らざるを得ないかなというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 私心配しているのは、こういうふうな待機者というのかな、それをやっていて、陸別の町外に出ているお子さんが、いや、とてもそういうところへ入れないのであれば、待機ということになれば、自宅だし、私たち見なければならぬ、でもできないということで、これ、下手したら町外に流出する可能性もあると思うのです。ですから、センター次長が言ったように、できるだけそこら辺を食い止めるような形で、そして本人たち、あるいは家族に納得いくような形をきちんと示さないと、本当に、せっかくできた施設でいなくなるというのは大変寂しいことなので、その辺、鋭意努力して、きちんと説明して行ってください。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） いわゆる中間施設と呼ばれてきたものの、ここに至るまでの経緯を考えますと、今議員御指摘のとおり、町外に流出することのないよう、町内のサービスを利用しつつ、豊かな暮らしを陸別で送っていくというようなケアは

、ケアなりフォローは町としても考えていきたいと考えております。いずれにしても、限られた資源の中で町民の皆さんが幸せに生活できるように、町としても考えて頑張っていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 中間施設ということで、今までも必要性ということで議会でも議論されてきたと思うのです。今5名ということで、これも本当にやってみないと分からないような部分があります。どういう受入をしていいのかというところもあるのですが、今までの状況よりは、町外の流出という面に関しては、この施設ができたということで、福寿荘からということの流ればかりではないのですけれども、入院して退院した後に、やはり家ではちょっと困難だという人も預かるという言い方が正しいかどうかあれなのですけれども、利用できますし、その辺は今までよりはいい状況になるのかなと思っております。

今5名以上ということではありますが、今までもきちんと寄り添った形で、もうここだめですから町外行ってくださいとか、そういう言い方はしていませんよね。今までも寄り添って、きちんとこの後どうしますかということをやってきた、そこに今、この中間施設という、このところが今陸別町には足りないということで今の建物が建っていくという、このプロセスは理解していただいて、5人以上になったら、もう町外へ流出してしまうのではないかとかという議論になると、またそれを6人にしたほうがいい、7人にしたほうがいいとなっていくのですけれども、やはりそこには職員等々の問題もありますし、維持の問題もあるので、今は5人でやらせていただいて、その段階でもし、先ほど次長説明したとおりなのですけれども、になれば、きちんとした形で、もちろん僕もそこには利用者会議の後にはきちんと決裁もしますし、そこにもきちんとやっぴこうかなと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 質疑を続けます。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、今町長から答弁ありましたように、この陸別町に中間施設は前々から大きな課題でありまして、今回できたということなのですけれども、介護1、2の方が町外に流出しないようにという、今、谷議員からもありましたけれども、介護1、2の人たちが安心して住めるための施設だと思っていたのですけれども、ここをあえて一時住まい住宅とした理由としては、先ほどの答弁にもありましたけどや入院などで一時的に見れなかった人も含むとありますけれども、介護の人たちが、議員協議会のときは、おおむね6か月の入居ということで説明がありましたけれども、事情によっては、それは延期ができるということでしたけれども、1、2の人たちが安心して住めるように持って行ってほしいのと、あと、今5人定員とありましたけれども、なかなか金額も高額になりますので、もしかしたら入居が少ないということも考え

られると思うのです。それで、これからしらかば苑も広域になりまして、入居者を多く募集するとなりますけれども、そこにつなげるためにも、もし、この入居が少ない状態が続くようでしたら、町外の方の入居も考えていかなければならないと思うのですけれども、今すぐというわけではありませんけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず、6か月という、今期間のお話が出ましたけれども、先般の議員協議会でも御説明させていただきましたとおり、おおむね6か月ということで、一定程度の一時的な住まいということもありますので、目安として6か月という規定を規則のほうで設けることにしております。いずれにしましても、それはあくまでも目安でありまして、入居される方の心身の状況ですとか、置かれている環境なども総合的に勘案して、それを延長もしくは短縮、どちらにも弾力的に運用できるような形で進めていきたいなど、まず考えていることを申し上げておきたいと思いません。

それから、今回のこの施設に関しましては、入居定員5名ということでスタートをさせていただきたいと思えます。将来的に町外の方のこの施設への入居についてどう考えるかという御質問ですが、それにつきましては、今回新たにスタートする事業でありまして、まだまだ歩きながら考えるという部分をやっていかなければならない事業かなと考えております。そういった中で、例えば町民の方の利用が極端に少ないですとか、そういった状況、これまでの議論を踏まえると、そういった状況は多分可能性としては非常に低いだろうとは思いますが、仮にそういった状況が続くようであれば、将来的、これが何年後になるかは分かりませんが、将来的にそういった町外者の受入というところも視野に入れつつ考える時期がもしかしたら来るかもしれないかなとは考えますが、いずれにしましても、この事業スタート当初につきましては、町民の皆様への次の住まいを探すためのワンステップという大前提の位置付けがありますので、まずはそこを大事にしながら、この事業を進めていかせていただければと考えておるところでございます。

いずれにしましても、冒頭申し上げましたとおり、走りながら考えるというところも否めない事実としてありますので、より町民の皆様へに有用な入居施設となるよう、委託事業者とも相談をしながら、よりよいサービスにつなげていけるよう、今後も努力をしていかなければならない事業であると考えておるところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 丁寧な答えありがとうございました。

もう一つだけ確認で聞きたいのですけれども、住み方としまして、福寿荘に今もし住んでいると仮定しまして、介護が付いたので出なければいけない、その場合、自宅には

帰れないし、もう自宅はない、そのときはそこに住むというような形を取ることはできるのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 今、例えばの話ということで、福寿荘に入所されている方が介護が付いて福寿荘を退去しなければならないといったケースの場合でございますけれども、もしくは帰る自宅がないという方、こういう方につきましては、この新しい施設に入居するに当たりましては、住所地がなくなってしまうものですから、一時住まいとはいえ、やはり生活の本拠をこの新しい入居施設のほうに住所を移す必要があるだろうと、福寿荘に籍を置いたままということには法令上もならない部分がありますので、そこは一時的に住民登録をこの新しい施設のほうに移していただくというような形になろうかと思えます。

あと、家財道具等の話になりますけれども、若干の家財道具はこの新しい入居施設には持ち込むことができます。ご自宅がない方につきましては、家財道具ほぼないと思われれますので、福寿荘を退去しなければならない方については、整理すべきものは、家財で大きなものがあるのであれば、そこは整理できるものは整理していただいて、新しい入居施設のほうに転居していただくというようなお願いも本人、御家族さんにもしながら、この施設への入所へとつなげていくというようなスタイルを取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第61号陸別町ケア付き一時住まい事業実施条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第62号令和5年度陸別町一般会計補正予算
(第5号)

◎日程第10 議案第63号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療

施設勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第11 議案第64号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第12 議案第65号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（久保広幸君） 日程第9 議案第62号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第5号）から日程第12 議案第65号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）まで、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第62号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第5号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,936万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,640万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第63号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ472万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,576万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第64号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,375万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第65号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,078万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,405万7,000円とするものであります。

以上、議案第62号から議案第65号まで、4件を一括提案します。内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第62号から議案第65号まで一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第62号令和5年度陸別町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により、御説明いたします。歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費1項議会費1目議会費12節委託料9万9,000円。こちらは、退任された前議長の肖像画制作でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費22万1,000円。こちらは、新規採用職員に係る赴任旅費2名分でございます。

18節負担金補助及び交付金、十勝町村会等負担金2万6,000円。こちらにも新人研修に係る町村会への負担金2名分でございます。

続きまして、5目財産管理費12節委託料、施設周辺整備26万4,000円。こちらは、産業振興住宅のルナコートでございますが、その周辺の木の伐採費用ということになります。庁舎管理、実施設計699万6,000円。こちらは庁舎の空調設備改修を令和6年度に実施するための実施設計費となります。庁舎につきましては、令和3年から非常用電源、タウンホールのエアコン、屋上防水、その辺を実施しまして、令和4年につきましても、屋上防水とボイラー室のボイラー交換、あと電源のキュービクル交換、令和5年にはトイレ、暖房、衛生設備、今実施してございますが、それと大きなところでは議場のLED交換、このように大規模改修を計画的に実施しております。その一連の流れで6年度に実施するものの実施設計費を計上しているものでございます。

14節工事請負費、建物改修工事、産業振興住宅改修1,260万円。こちら、資料ナンバー5を御覧いただきたいと思っております。産業振興住宅ルナコートについては、建設後約30年経過しており、老朽化により外壁の剥がれ、室内クロスの剥がれ、床の汚損、防災排気窓の不具合など、多くの部分が改修必要とするものでございます。本年度当初予算で改修工事を前提とした施設のアスベスト含有調査を実施しており、その結果、問題ないとの結論が出たので、本予算を補正計上するものでございます。

24節積立金247万2,000円の減。内訳は、ふるさと納税による寄附金が61件分、83万1,000円、こちらは83万1,000円でございますが、優良家畜導入償還金の減330万3,000円、こちらを合わせて247万2,000円の減となります。ふるさと納税の分につきましては、同額を歳入の17款で計上しております。優良家畜導入償還金については、繰上償還が発生したため、当初見込みより約定償還分が減ったため、こちらにも同額を歳入20款で計上しております。

6目町有林野管理費12節委託料、野そ駆除事業30万7,000円。こちらは、ヘリコプター散布に係る北海道の標準単価が6月に改正されたことにより補正するものでございます。

10目諸費12節委託料18万5,000円。こちらは、退任された前町長の肖像画制作となります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費8節旅費4万1,000円。障がい支援区分の認定調査に係る旅費となります。

22節償還金利子及び割引料310万5,000円は、障害者自立支援給付等の国・道の返還金、生活困窮者就労準備支援事業費等の国の返還金、以上となります。

2目老人福祉費12節委託料、こちらは、先ほど条例のところで御説明しましたケア付き一時住まい事業の委託料770万4,000円でございます。事業概要については、資料ナンバー3に、積算根拠については、同じく資料ナンバー4を御覧いただきたいと思います。10月1日からしらかば苑の施設内に設置運営するというので、業務について北勝光生会に委託するものでございます。議案第61号の条例説明で事業概要を説明させていただきましたので、事業概要については省略いたします。委託料につきましては、維持・運営に必要とする経費分として、月割り額6か月分及び超過利用者分を計上しております。

17節備品購入費、管理用備品6万6,000円。こちらは福寿荘用の炊飯器1台、送風機2台となります。

18節負担金補助及び交付金、こちら特別養護老人ホーム建替事業補助金2,636万8,000円になります。建替事業に伴い、北勝光生会が金融機関借入した分に係る令和5年度の元利償還金分を補助するものでございます。

4ページに債務負担行為、後ほど説明いたしますが、追加しております。

借入額、9億2,000万円。借入日、令和5年9月25日。借入期間、20年。元金均等払いとなります。

22節償還金利子及び割引料10万1,000円は、低所得者保険料軽減負担分に係る返還金でございます。こちら、介護保険会計より同額の歳入があり、一般会計を經由して国に返還するものでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節扶助費、子育てステップアップ応援給付金事業300万円。資料ナンバー6を御覧ください。こちらは新規事業でございます。15歳及び18歳児に保護者等の経済的負担の軽減をするために新生活への応援として、一人10万円を給付する事業となります。令和5年度の対象者は、15歳児17人、18歳児13人、計30人となります。

4款衛生費1項保健衛生費2目保健衛生施設費12節委託料60万5,000円は、ふれあいの湯に係るろ過器及び自動塩素注入器の故障による更新でございます。

3目予防費22節償還金利子及び割引料14万7,000円は、新型コロナウイルスス

クチン接種事業費精算による返還金でございます。

4目環境衛生費10節需用費から13節使用料及び賃借料については、8月11日に火葬場の制御回路基盤の故障が突然発生しまして、点火できない状態となりました。緊急的に修繕を実施し、現在仮復旧している状況でございます。故障原因は、制御回路基盤の故障であり、基盤交換を完全にすることがございます。しかし、オーダー製品であるとのことでございます。安定的に稼働させるためには、今後早急にこの制御回路基盤を交換しなければならないため、必要経費を予算計上するものでございます。

10節需用費修繕料、この制御回路基盤の故障に際し、緊急的修繕に係るもの78万7,000円。

12節委託料、この制御回路基盤の新規の制作、交換367万5,000円。年度内の完成を目指しております。

13節使用料及び賃借料36万円。現在、火葬場は応急的修繕により使用できる状態でございますが、今後新たな制御基盤交換が完了するまで、突発的に機械の不調で使用できない状態となったときのために、緊急的措置として、足寄の火葬場使用料を12回分予算計上いたします。緊急時の使用については、足寄町と協議済みでございます。

5目診療所費27節操出金235万4,000円。こちら、診療所特別会計への操出金です。後ほど、議案第63号で説明いたしますが、診療所設備改修、スプリンクラー設置に係る設計費分となります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、中山間地域直接支払事業交付金221万円。こちらは、当初より所得超過者が減少したため、交付対象面積が増えました。そのため、交付金が増となることでございます。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費10節需用費36万1,000円。こちら、夏季の草刈機として使用している小型特殊車両のクラッチディスクの修繕料となります。

11節役務費9万9,000円。こちらは、修繕を要する機械の修繕のための運搬費となります。

9款消防費1項1目消防費7節報償費12万7,000円。消防団退職報償金1名分となります。

10款教育費5項保健体育費3目学校給食費18節負担金補助及び交付金2万9,000円。こちら、給食搬送用トラックのテールゲートリフトの操作について、令和6年2月より操作の安全教育が義務化されたことに伴い、3名分の受講料となります。

○議長（久保広幸君） 11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、予算書5ページを御覧いただきたいと思います。

歳入から始めたいと思います。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税3,172万6,000円。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税20億7,213万6,000円、特別地方交付税が当初と変わらず2億円でありまして、合計22億7,213万6,000円であります。普通地方交付税の令和5年度の確定額が21億2,053万9,000円でありますので、これと比較しますと4,840万3,000円が留保されていることになります。

続きまして、15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金1節農業費補助金、こちら歳出のほうでも説明させていただきました中山間地域直接支払事業補助金、こちらの歳入165万7,000円となります。歳出額の4分の3となります。

3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金、土地利用規制等対策事業市町村交付金7,000円、確定によるものでございます。

17節寄附金1項寄附金2目指定寄付金83万1,000円。内訳でございますが、1節総務費寄附金、ふるさと整備基金が32件、38万7,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金が5件、5万8,000円、町有林整備資金が5件、6万4,000円。2節農林水産業費寄附金でございますが、いきいき産業支援資金として7件、8万円。3節教育費寄附金、給食センター管理運営資金として5件、7万円7,000円。4節民生費寄附金、地域福祉資金、7件、16万5,000円。合計61件、83万1,000円となります。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目1節介護保険事業勘定特別会計繰入金、低所得者保険料軽減負担金繰入金10万1,000円。こちらは、歳出でもご説明いたしました精算による返還金を介護保険会計から繰り入れしていただくものでございます。3款民生費で同額を支出しております。

2項基金繰入金3目1節ふるさと整備基金繰入金300万円。こちら、子育てステップアップ応援給付金事業に充当でございます。

6目1節地域福祉基金繰入金1,920万円。内訳でございますが、特別養護老人ホーム建替事業に1,580万円、ケア付き一時住まい事業に340万円。

7目1節公共施設等維持管理基金繰入金、内訳でございますが、ルナコート、産業振興住宅の改修750万円、庁舎エアコン設計410万円、火葬場の修理220万円、以上、合計1,380万円でございます。

20款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入、優良家畜導入貸付金償還金330万3,000円の減額でございます。こちら、繰上償還により、約定償還分が減少したための減で、4頭繰上償還されております。搾乳牛3頭、育成牛1頭でございます。

4項雑入3目過年度収入2節障害者福祉等負担金58万1,000円。こちら、障害者

医療費負担金の過年度清算金でございます。

4目雑入7節雑入、ケア付き一時住まい事業利用料188万8,000円。こちら、資料ナンバー4で記載のとおり利用料でございます。介護給付費負担金等精算返還金261万8,000円。こちら、令和4年度の介護給付費等の負担金精算分でございます。介護保険特別会計から町に対する返還金でございます。

21款町債1項町債5目臨時財政対策債274万1,000円の減。こちら、発行可能額の確定によるもので、地方交付税の不足分を補うために発行される起債でございます。元利償還金が全額地方交付税の算定基礎である基準財政需要額に参入されるものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正、追加であります。

事項は、特別養護老人ホームしらかば苑建替事業に係る元利償還金補助金。期間は、令和6年度から令和25年度。限度額、9億6,253万2,000円でございます。本件につきましては、社会福祉法人北勝光生会による建替事業に伴う金融機関借入に係る元利償還金でございます。借入額、9億2,000万円。借入日、令和5年9月25日。借入期間、20年。元金均等払いでございます。

第3表、地方債補正。

起債の目的は、臨時財政対策債であります。限度額を1,270万2,000円から274万1,000円減額し、996万1,000円と変更するものでございます。利率については、変更なく記載のとおりでございます。

以上で、議案第62号を終わり、次に、議案第63号の説明を行いたいと思います。

議案第63号令和5年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書の歳出、5ページをお開きください。

2、歳出でございます。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費12節委託料235万4,000円。こちら、説明資料の7番を御覧いただきたいと思います。診療所におけるスプリンクラーの設置が義務化されたことに伴い、実施設計費用を計上いたします。設置に係る詳細な部分は、この本設計の中で検討いたします。なお、令和6年度の設備設置を予定しております。

2款医業費1項医業費4目検査費12節委託料236万6,000円。PCR検査件数の増により補正するものでございます。4月が2件、5月8件でございましたが、7月は32件となって増加しております。

以上で歳出を終わり、続いて、歳入4ページをお開きください。

1 款診療収入 2 項外来収入 1 目国民健康保険診療報酬収入 7 9 万 3, 0 0 0 円、 2 目の社会保険診療報酬収入 7 9 万 3, 0 0 0 円、 5 目の一部負担金収入 7 8 万円。こちら、この三つはいずれも歳出の検査補正額 2 3 6 万 6, 0 0 0 円に相当する診療収入でございます。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金 2 3 5 万 4, 0 0 0 円。施設等整備分としてスプリンクラー設置設計費分となります。

以上で、議案第 6 3 号の説明を終わり、次に、議案第 6 4 号の説明を行いたいと思います。

議案第 6 4 号令和 5 年度の陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出 5 ページをお開きください。

2、歳出。

2 款施設費 1 項施設管理費 1 目施設維持費 1 2 節委託料 4 3 6 万 7, 0 0 0 円。こちらは、資料ナンバー 8 番を御覧いただきたいと思います。道営トマム第 2 地区の道路改築工事に伴う水道管支障移転補償費の実施設設計分でございます。3 3 4 メートルでございます。

続いて、歳入 4 ページを御覧いただきたいと思います。

5 款諸収入 1 項 1 目 1 節雑入 4 3 6 万 7, 0 0 0 円。先ほどの歳出の実施設設計に係るものが北海道による移設補償費でございます。

以上で、議案第 6 4 号の説明を終わり、次に、議案第 6 5 号の説明を行いたいと思います。

議案第 6 5 号令和 5 年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書の歳出 5 ページをお開きください。

2、歳出。

4 款 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金 2 4 節積立金 2 1 8 万 5, 0 0 0 円。こちら、前年度繰越金 3, 0 7 8 万 1, 0 0 0 円から、前年度事業に係る国・道支払基金、町への返還金 2, 8 5 9 万 6, 0 0 0 円を除いたものを基金に積み立てするものでございます。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目介護給付費負担金等返還金 2 2 節償還金及び割引料 2, 8 4 9 万 5, 0 0 0 円。こちら、前年度介護給付費負担金等の精算による返還金でございます。国、道、支払基金、町の 4 者分となります。

2項繰出金1目他会計繰出金27節繰出金10万1,000円。こちら、低所得者保険料軽減負担金の返還金で、介護保険会計から一般会計へ繰り出し、一般会計3款民生費より返還するものでございます。

続いて、4ページ、歳入、御覧いただきたいと思えます。

7款1項1目繰越金1節前年度繰越金3,078万1,000円となります。

以上で、議案第62号から議案第65号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（久保広幸君） これから、議案第62号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

この質疑は、款を区切って行います。

最初に、事項別明細書の1款議会費、8ページから、2款総務費、9ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費、9ページ下段から、4款衛生費、11ページまで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、11ページの4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の12節委託料の火葬炉修理と13節使用料及び賃借料の火葬場使用料についてお聞きいたします。

説明では、8月17日から火葬場の火葬炉が故障したということですがけれども、この期間によその町外に火葬を委託したと思うのですがけれども、それについては、この火葬場使用料の12回分に含まれているのか。それとも、ほかからお金が出されているのかお聞きいたします。

それと、この修理についてですがけれども、日にちはどのくらいかかるものなのでしょうか。分かる範囲でお答えをお願いします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） まず、足寄町に急遽火葬をお願いした利用料の件ですがけれども、足寄町に対しては、月締めで支払うという話をしておりますので、今回提案させていただいている金額に含んでいるということでもあります。

あと、現在応急措置的に改善はしていますけれども、まだ完全ではないということ、今回修繕の委託を出すのですけれども、昨今の情勢の不安定等ありまして、必要な部品等の調達に相当数の時間を要すると言われておりますので、年度内ぎりぎりというか、年度内いっぱいかけて修繕を行うということで予定しております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、今一時的な復旧ですけれども、利用はできるということでしょうか。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 現時点では、陸別の火葬場を使えるのですけれども、予断を許さない状況であるということとは言えると思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 質問を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは、次に、6款農林水産業費、12ページから、10款教育費、13ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは、次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切った質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 先ほどのケア付き一時住まいの事業関係で、ナンバー4で資料出ているのですけれども、聞きたいのは歳入の関係で消費税はこれに含まれるのかどうか。それともそれは別なのか、ちょっと分かりませんが、いずれにしても歳出のほうではちゃんと消費税をかけた数字が出てきているのですけれども、188万円というのが消費税含みなのか、その辺ちょっと説明願います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいまの御質問であります。歳入のほうにつきましては、消費税を含んでいる金額ということでございます。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ちょっと参考までに、パーセント的にどういう、10%なので

すか。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 計算的には内税になりますけれども、歳出に対応すべき10%の消費税を含むという数値となっております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、債務負担行為の補正及び第3条、地方債の補正についての質疑を行います。4ページを参照してください。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

質疑ありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 歳入と歳出の関係で、数字的にどういうふうに合わせてのかわかりませんが、老人ホームの事業、歳出で出しています。そして、歳入のほうでは基金の取崩という形でやって、あと足りないのは雑入なのではございますけれども、今後この老人ホームの建設に伴う形、ケア付きも入ると思うのですが、今後基金を取り崩して対応するのか、それとも一般財源的な、そういう雑入で対応するのか、その辺について説明願います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） この4ページにございます債務負担行為の件でもございますが、今後、令和25年までほぼ年間何千万円という支出が見込まれております。現在、来年度以降、基金を入れるとか、そのような御約束はできませんが、支払わなければならない義務であるというのは間違いございませんので、そのようなことも認識しながら、基金を幾ら入れるとかというのは、今ちょっと御回答できるものではございませんが、支払わなければならない義務がございますので、適正な財政運営をして、様々に工夫して、その義務を果たしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第62号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第63号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第63号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第64号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第64号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第65号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時03分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員